指定保育所等訪問支援事業所の運営規程（記載例）

（事業の目的）

第１条　※※※法人（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づく指定保育所等訪問支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援等を行うものとする。

２　事業者は、人権擁護推進員を配置し、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めるものとする。

３　事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、児童福祉施設、他の指定障害児通所支援事業者、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　前３項のほか、事業者は、法及び和歌山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第３号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名称　　○○○

　（２）所在地　××市（郡）××（町）×丁目×番×号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　　　名（常勤専従）

　　　管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者　　名（常勤専従）

　　　児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）訪問支援員　　名（常勤専従　　名、非常勤専従　　名、常勤兼務　　名、

非常勤兼務　　名）

訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき保育所等を訪問し、障害児に対して適切に指導等を行う。

※従業者については、常勤・非常勤、専従・兼務を区別して記載すること。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　（１）営業日　　○曜日から○曜日までとする。

　　　　　　　　　ただし、（国民の祝日、１２月２９日から１月３日まで）を除く。

　（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　（３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。

　（４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（通常の事業の実施地域）

第６条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

　　　　○市全域

　　　　△町全域

（内容及び手続の説明並びに同意）

第７条　指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１）障害児本人に対する集団生活への適応のための支援

（２）訪問先施設の保育士等に対する支援

２　事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について保護者から文書により同意を得るものとする。

（契約支給量の報告等）

第８条　事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、保護者に提供することを契約した指定保育所等訪問支援の量（以下「契約支給量」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該保護者の支給量の範囲内で定める。

２　事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

（提供拒否の禁止）

第９条　事業者は、正当な理由なく、指定保育所等訪問支援の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条　事業者は、第６条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

（受給資格の確認）

第１１条　事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認する。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第１２条　事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

（心身の状況等の把握）

第１３条　事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握を行うこととする。

（サービス提供の記録）

第１４条　事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を指定保育所等訪問支援の提供の都度記録し、利用者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受ける。

（保護者から受領する費用の額等）

第１５条　事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、保護者から、市町村が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

３　事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、保護者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、次のとおり費用を徴収するものとする。

（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満　○○○円

（２）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上　○○○円

　　　※事業所において支払を受ける額を記載すること。

４　事業者は、第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

５　事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通所利用者負担額に係る管理）

第１６条　事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定する。この場合において、事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、文書にて通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知する。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第１７条　事業者は、法定代理受領により市町村から指定保育所等訪問支援に係る費用の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を文書で通知する。

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対し交付する。

（保育所等訪問支援計画の作成等）

第１８条　児童発達支援管理責任者は、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者の希望する生活やその課題等を明らかにし、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容等を記載した保育所等訪問支援計画を作成する。

（相談及び援助）

第１９条　事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（指導、訓練等）

第２０条　事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第２１条　障害児が指定保育所等訪問支援の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

1. 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
2. ・・・

※サービスの利用に当たっての留意事項を記載すること。

（緊急時等における対応方法）

第２２条　事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援提供中に障害児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（保護者に関する市町村への通知）

第２３条　事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

　（掲示）

第２４条　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（身体拘束の禁止）

第２５条　事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

（虐待の防止及び人権擁護のための措置に関する事項）

第２６条　事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

1. 虐待防止に関する担当者の選定
2. 苦情解決体制の整備
3. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
4. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置

（職場におけるハラスメントの防止）

第２７条　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続の策定等）

第２８条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第２９条　事業者は、事業所内において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

①事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

③事業所内において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（秘密保持等）

第３０条　事業所の従業者は、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持する。

２　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

３　事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得る。

（情報の提供等）

第３１条　事業者は、障害児が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うこととする。

２　事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

（利益供与等の禁止）

第３２条　事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

２　事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情解決）

第３３条　事業者は、提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業者は、提供した指定保育所等訪問支援に関し、法の定めるところにより、県又は市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者等からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力するとともに、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（地域との連携）

第３４条　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第３５条　事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（会計の区分）

第３６条　事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第３７条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から５年間保存する。

（１）第１４条に規定する提供したサービス内容の記録

（２）第１８条に規定する保育所等訪問支援計画

（３）第２３条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）第２５条に規定する身体拘束等に係る記録

（５）第３０条に規定する苦情の内容の記録

（６）第３２条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

　この規程は、令和　年　　月　　日から施行する。